

みどり通信

第157号 2008. 10. 7

CONTENTS

● ひと言発言	P1	● 中小企業倒産防止共済制度	P8
● 税務	P3	● 一倉 定 経営心得	P9
● 社会保険	P4	● F X 2 活用事例	P11
● 生命保険	P5	● これからの研修	P12
● 損害保険	P6	● あとがき	P12
● 小規模企業共済制度	P7	● 営業カレンダー	P13



実りの秋 第2弾。もうすぐ収穫です。(宮本邸にて撮影)

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

10月

“ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」) を掲載いたします。

次の内容は、10月4日のホームページ掲載のものからです。

『3日間にわたってリーダーシップを学ぶ…』

みなさんは、リーダーシップとは、と問われて何と答えますか？いろいろな定義があると思いますが、一つの定義を紹介します。

『リーダーシップとは、人々の心の底からわき出してくるような目的意識を与え、その目的を達成するために個人の持つ能力を、社員自らが進んで献身的に提供しようと思わせること。また、みんなが共同で仕事をしようという努力を自ら進んで行おう、と思わせるようなエネルギーを人々に与える過程のこと。』

その組織を成功に導くために欠くことのできないものということになります。従来のリーダーシップは一方通行で人に影響を与えることだと考えられてきました。しかし、現在必要とされるリーダーの仕事は、そのチーム内部で相乗効果が生まれるようにし、そして、チームのメンバーのすべては自分の地位に関係なく、リーダーシップに必要な自分の義務を理解し、他の人から信頼を得るように常に努力しなければならないものとのこと。リーダーシップがあることによって人々に“働く能力”と“元氣”を与え、ひいては、組織の誰もが、自分も組織の成功に貢献できた、自分がいたからその分成功の度合いが高まったと思えるように成るべきものだそうであります。

10月2日から10月4日の3日間、東京にて、スタッフと2人で延べ20時間以

上にわたってこの「リーダーシップ」についての研修に参加……。先に述べたリーダーシップ論は今回学ばせていただいた内容です。

今回の研修会は、主に全国の税理士や税理士事務所の職員30名ほどが参加しての研修で、講義あり、ゲームあり、実習あり、ビデオ鑑賞ありの、刺激的な楽しい！？元気がでる充実した3日間となりました。

企業の中でのリーダーシップとは、社員自身を成功に導くことにあると言っても過言ではありません。そのためには自分たちの“役割”を確立し、共有できる“価値”を浸透させ、現在未来において強く引かれる“ビジョン”をかかげ、それを人々に伝えると共に協力と信頼をうめるコミュニケーションを同僚や部下にとらなければならないものとのことだそうであります。

そのためには

- ① 揺るぎない組織の文化をもつこと
- ② コミュニケーションの名人になる
- ③ 相手のカラーコードにあわせた行動を取る
- ④ 権限の委譲化
- ⑤ 決断力高める等々

について学ばせていただいたところであります。

企業は、“発展する”か“衰退する”かのいずれか。発展するためには、それぞれのリーダーがリーダーシップを発揮しつづけることが大事であるのは言うまでもないことであります。即実践できるものからすすめていこうと決断した次第であります。

このセミナーは、どなたでも参加できるセミナーです。

お問い合わせは、当事務所まで……。

次回は、12月初旬です。

過去の年分の残業代を遡って支給した場合の注意点

このところ、店長等の肩書がありながら、その実態は何ら権限を与えられていないという、いわゆる「名ばかり管理職」が社会問題として取りざたされています。厚生労働省が判断要素を通告にて公表したことにより、いくつかの企業においては、過去の実態を調査、不足していた残業代について遡及して支払った、というような報道があったのは記憶に新しいところだと思います。

このような場合、支給側の取扱いがどのようなものかにより、支給を受けた側における所得の取扱いが変わります。仮に、おとしし平成18年と昨年平成19年での未払い残業代を本年20年にて支払った場合を例にして以下に掲げてみました。

◇平成18年分未払い残業代20万円、平成19年分未払い残業代30万円を平成20年にて一括支給した場合

この場合、50万円全額が平成20年分の所得とはならず、平成18年・19年それぞれの給与所得となります。そのため、所得税法上は過去の年分の所得税額に不足額があったこととなりますので、それぞれの年分での年末調整のやり直し又は、確定申告をしていけば修正申告をしなければならないこととなります。

◇過去の残業代の精算として、一律50万円を賞与として一時金等により支払った場合

この場合は、全額が支給した年分の給与所得として取り扱われますので、平成20年分の所得税の計算の基礎となります。

ここで問題になるのは、所得税の税率が超過累進税率であるため、まとまった金額の所得となる場合には、各年に分散しているよりも税率が高くなってしまうおそれがあるということです。

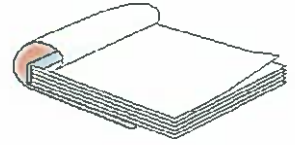
※支払われた給与等がいつの時期に帰属するかは、給与規定等で支給日が定められているものかどうかに依ります。

労使お互いが一致団結して企業活動を進め、会社を発展させていくためには、給与・残業代の未払いや遅延などは本来ありえない、あってはならない事ですので大丈夫かとは思いますが、計算ミス等諸事情により未払いが生じている場合には、まずは各担当スタッフまで遠慮無くお問い合わせ下さい。

担当：西丸 保幸

社会保険 Q&A

Q 厚生年金に加入している夫が勤務中事故で亡くなりました。労災保険と厚生年金からそれぞれもらえると聞きましたが本当でしょうか



A 労災保険からの遺族給付と厚生年金から遺族年金（遺族厚生年金・遺族基礎年金）、それぞれ受給できます。

労災保険から遺族給付と遺族年金は同時に受給できますが、労災保険からの遺族給付については減額されます。

減額率は、遺族厚生年金だけを受給するなら満額の84%、遺族厚生年金と遺族基礎年金を受給するなら満額の80%となっています。

労災保険からの遺族給付は、死亡の原因となる事故が発生した日以前3カ月間の給付日額の平均（給付基礎日額）と遺族の人数によって決まります。（遺族の人数が多いほど金額が多くなります）

遺族の範囲は、死亡した人に生計を維持されていた配偶者、18歳の年度末までの子（障害1・2級または20歳未満）、孫（要件は子と同じ）、父母、祖父母、（55歳以上）兄弟姉妹（子の要件または55歳以上）です。

なお、減額の対象になる労災保険からの遺族給付は、死亡原因が勤務中の事故の場合の遺族補償給付、通勤途中の場合の遺族年金の2つです。

これと別に、労災保険からは遺族特別支給金300万円、賞与などにもとづいて算定された遺族特別一時金や遺族特別年金も支給されますがこれは減額さえず、そのまま受給できます。

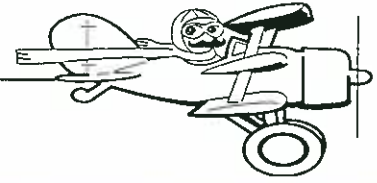
詳しいことは、当事務所担当職員までお問い合わせください。



経営者のための生命保険講座 第118回

今日のテーマ

法人契約の経理処理について



法人の保険加入目的は保障であることはいまでもありませんが、保険料の税務処理も大きく影響してきます。今回は保険種類と契約形態ごとの保険料に関する税務処理をご案内します！！

保険種類	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	満期保険金受取人	経理処理
定期保険	法人	役員・従業員	法人	×	損金算入可
	法人	役員・従業員	被保険者の遺族	×	* 損金算入可
	法人	特定の役員・従業員	法人	×	損金算入可
	法人	特定の役員・従業員	被保険者の遺族	×	役員・従業員の給与扱い

* 当該契約形態(* 普遍的加入が前提)については受取人が遺族であることから、保険料は給与と考える向きもあるが、死亡してはじめて遺族が保険金を受け取ることから、保険料の支払い段階で一律給与とするのは実情に即さないと考えられる。一種の福利厚生的性格を有するので損金参入が認められている。

保険種類	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	満期保険金受取人	経理処理
終身保険	法人	役員・従業員	法人	×	資産計上
	法人	役員・従業員	被保険者の遺族	×	役員・従業員の給与扱い
	法人	特定の役員・従業員	法人	×	資産計上
	法人	特定の役員・従業員	被保険者の遺族	×	役員・従業員の給与扱い

保険種類	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	満期保険金受取人	経理処理
養老保険	法人	役員・従業員	法人	法人	資産計上
	法人	役員・従業員	被保険者の遺族	被保険者	役員・従業員の給与扱い
	法人	役員・従業員	被保険者の遺族	法人	* 1/2 損金・1/2 資産計上
	法人	特定の役員・従業員	法人	法人	資産計上
	法人	特定の役員・従業員	被保険者の遺族	被保険者	役員・従業員の給与扱い
	法人	特定の役員・従業員	被保険者の遺族	法人	1/2 資産・1/2 給与扱い

* 普遍的加入が行われているもの(普遍的加入でない場合には被保険者に対する給与となります)

* 普遍的加入とは・男性のみ、課長以上・・・など社員全員が恩恵(メリット)を得られないものは不可となります。

⇒ ⇒ ⇒ 役員・従業員全員(試用期間者除く)、勤続〇年以上全員であればOKです!(合理的な金額格差は問題なし)

* 同族会社の契約は注意が必要です。(被保険者の大部分が同族の場合1/2が給与の上乗せとして取扱われます 所基通36-31)

- 法人契約と税務処理は密接な関係があります。
- また、役員・従業員を被保険者とする場合・・・ 1、福利厚生を目的とした加入が前提です。
- 2、弔慰金規定等を完備し客観的根拠を示すことが必要です。
- 記載の税制については平成20年9月現在のものです。今後の税制改正によって変更となる場合がありますのでご注意ください。
- 保険料の経理処理の詳細につきまして、是非一度担当者まで声をかけてみて下さい。

<担当: 西丸保幸>

火災保険

ビジネスぴたっと

従来的一般物件対象の火災保険「店舗総合保険」「普通火災保険」の補償内容をより充実した商品が平成20年10月より販売されます。

【「財物損害の補償」について従来の火災保険との比較】

		ビジネスぴたっと	店舗総合保険	普通火災保険
①火災・落雷・破裂・爆発		○	○	○
②物体の落下・飛来・衝突・倒壊		○	○	×
③水漏れ		○	○	×
④騒じょう・労働争議による暴力・破壊行為		○	○	×
⑤風災・ひょう災・震災		◎ (免責3千円or3万円)	○ (損害額20万以上)	○ (損害額20万以上)
⑥水災 ※1		◎ (実損払)	○ (70%縮小払 他)	×
⑦盗難	a. 盗難による盗取、き損、汚損 (建物、設備、什器等のみ)	○	○	×
	b. 業務用通貨・預貯金証書の盗難 (設備、什器等のみ)	○	○	×
⑧破壊・汚損事故など		○	×	×

※1 損害割合30%以上の損害、または床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水による損害の場合

ポイント その1 風災によるわずかな損害に対しても補償が広がりました。
20万円未満の少額被害も補償の対象となります。

ポイント その2 水災被害に対して、補償が広がりました。
損害額を全額補償します。(建物、設備、商品等損害額×100%)

ご存知ですか？

小規模企業共済制度

この制度は、個人事業者や会社役員の皆様を応援する国の制度です！

特徴その1 掛金が全額所得控除となります。

小規模企業共済掛金控除として全額控除できますので、その分課税対象所得が減り、**節税**となります。

特徴その2 受け取る共済金を「一括」「分割」「併用」と選べます。

退職所得や公的年金等として取り扱われますので、退職所得控除額、公的年金等控除額の部分について所得税が発生しません。この分も**節税**となります。

特徴その3 担保、保証人不要の貸付制度があります。

納付した掛金合計額の範囲で各種事業資金等の貸し付けを受けることができます。

特徴その4 掛金金額、支払方法も選べます。

月額1,000円～70,000円まで500円単位で選べます。月払だけでなく、半年払や年払も可能です。

中途での増額、減額もできますので、状況に合わせて**無理なく続けられる**仕組みです。

加入条件、その他、詳しい内容については、各担当者までお気軽にお問い合わせください。

備えは万全ですか？

中小企業倒産防止共済制度

(愛称 経営セーフティ共済)

この制度は、取引先の倒産による連鎖倒産からあなたを守る制度です！

特徴その1 最高で3,200万円の共済金の貸し付けが受けられます。

取引先が倒産した場合、回収が困難となった売掛金債権等の額のうち積み立てた掛金総額の10倍の範囲内（最高3,200万円）で共済金の貸し付けが受けられます。

特徴その2 共済金の貸し付けは無担保・無保証人です。

積み立てた掛金総額から貸付額の10分の1相当額が控除されます。それ以外は、無利子・無担保で保証人も不要です。

特徴その3 掛金は全額経費または損金となります。

月額5,000円～80,000円の範囲（5,000円刻み）で総額320万円になるまで積み立てられます。この掛金は全額必要経費または損金として処理できますので、税法上も有利です。

特徴その4 一時貸付制度や解約手当金があります。

12ヶ月以上掛金の納付があれば、解約した場合、解約手当金の支給があります。40ヶ月以上であれば一定の場合を除き積み立てた掛金の100%全額が戻ります。また、解約せずに一時貸付金制度を利用することもできます。

加入条件、その他、詳しい内容については、各担当者までお気軽にお問い合わせください。

らせるのである。

もう一つ、社員が社長の指令をはねつける伝家の宝刀がある。それは「ムリですよ」という言葉である。これに対して「ムリではない」と言うのは、明らかに社長の負けである。ムリかムリではないかは完全な水かけ論であつて、決着は絶対につかないからである。

社員は、伝家の宝刀を引き抜いて身構えているのだから、まずこの宝刀を叩き落とさなければならぬ。これは意外と簡単である。「そうだ、社長もムリと思う」と言えばよい。社員の主張を社長が認めてしまえば、社員はもう何も言うことがなくなるのだ。宝刀を叩き落としたり、こちらから切り込むのである。「社長もムリを承知で頼むのだ。やってくれ」と。

これで完全に社長の勝ちである。社長にムリを承知で頼まれたら、もう何も言わずにやってみる外はないのだ。社員が「ムリですよ」と言うのは、これまた、できなかつた時の予防線なのである。それを「ムリではない」と言えば、これは「できて当たり前、できなければボンクラだ」と言っているのに等しいのである。これでは、社員はたまつたものではない。「ムリだ」という主張を変える筈がないのだ。

「ムリだ」と社長が認めるときには、できなくて当たり前、できたら手柄になるのである。こここのところの「理屈」というよりは「心理」というものを知っていることが大切なのである。

一 倉 定 の 経 営 心 得 シ リ ー ズ

その九十五

「社長は、ムリを承知で社員に頼め。」

社員というものは、何か命ぜられると、二言目には「できません」と言う人種である。

これに負けたら、企業間競争に負けるのだ。あくまでも要求し続けなければならぬのである。

この時に、気をつけなければならないのは「できません」と言われた時に「そんなことはない、できる筈だ」と言ってはならないということである。できるかできないかは主観の問題であつて、勝負は絶対につかないのだ。

社員は「できない」と思っているのに「できる筈だ」と言っても始まらないのである。社員が「できない」というのは、実は責任逃れの伏線なのである。つまり、社長に命ぜられたことがもしできなかった時に「だから、あの時できないと申しあげた筈です」と言うためである。

だから初めての時には「できるかできないか、やってみなければ分からないではないか」という説得が肝要である。もしも、以前に試してみてもできなかったことをやらせる時には「もう一度新しい工夫をしてみよ」と言ってや

FX2活用事例 第11回

FX2とPX2はインターネットバンキングに連動出来ます！

T社はFX2とPX2を利用し支払業務の効率化を図るためインターネットバンキングを利用し始めました。

支払において、別途支払管理表を作成しそれを基にインターネットバンキングに金額を手入力していました。そのため今までは支払業務に時間がかかっていました。そこで、FX2でインターネットバンキング連動データを作成しデータを添付することで振込データを手入力する手間が省け以前より支払業務に時間がかからなくなりました。またPX2を利用し給与の支払いもインターネットバンキング連動データを作成しデータを添付することで給与振込にかかる時間を短縮かつ正確に行えるようになりました。

支払業務の合理化を図ることができました！

連動

①振込内容を確認します。
(取引先、金額、銀行名、支店、口座番号、口座名義人等)

②振込日、送信予定日を入力します。 クリック！

① データを作成保存
② インターネットバンキングにて振込データ作成時、FX2、PX2で作成したデータを添付する

毎回支払金額を入力せず振込が出来ます。

①振込内容を確認します。
(取引先、金額、銀行名、支店、口座番号、口座名義人等)

②振込日、送信予定日を入力します。

インターネットバンキングに連動するには・・・
事前登録《(1)仕入先の約定(2)開始時の買掛金残(3)定期支払、随時支払(4)借入金(5)定期積金》が必要です。
伝票入力時、買掛金、未払金は仕入先毎に支払予定日の入力・確認が必要です。その他、出納承認を行う必要があります。 ※ インターネットバンキング連動データ作成時にファームバンキング連動システムが必要となります。

これからの研修

『ツキと運を身につける成功法』 講師：西田文郎氏	セミナー 加茂文化会館	10月23日 (木)	14:00 ~ 17:00
	懇親会 加茂市産業センター	10月23日 (木)	17:10 ~ 18:30
原点の会	三条商工会議所	11月6日 (木)	9:00 ~ 12:00



あ と が き

10月にはいり、日が落ちるのが早くなってきたのを感じるこの頃。北から紅葉前線が南下し、日本列島が秋色に染められるのももうすぐです。秋晴れの下、文化祭・体育祭・紅葉狩り・栗拾いなど絶好の行楽シーズンですね。実りの秋、食欲の秋、読書の秋、芸術の秋、スポーツの秋・・・楽しみがいっぱいですね。私の今年の秋は芸術の秋にしようと思います。今年の初めに引っ越しをした時、クローゼットの奥から油絵道具と水彩絵の具がでてきました。独身時代に返って主人と絵を描いたり、美術館デートや公園デートをしたりと楽しみたいと思います。

水彩絵の具は私が小学一年生の時に教材で買っていただいたものです。保存状態が良く、20年以上経った今でもまだまだ使えそうです。物は大事に使えばいつまでも役にたってくれるものですね。これからも自分のものだけではなく会社の備品・公共のものも大切に使っていきたいと思いました。

内 山 千 春

◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日

10月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	



11月



日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

関与先企業さまへお知らせ

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべ

発行 山口 昇税理士事務所

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail: yn@tkcnf.or.jp